

令和6年10月22日付け県公報第563号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年6月27日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（TS地形測量）
- 3 作業期間
変更前 令和6年10月11日から令和7年6月30日まで
変更後 令和6年10月11日から令和7年6月12日まで
- 4 作業地域
伊豆市月ヶ瀬から伊豆市湯ヶ島まで